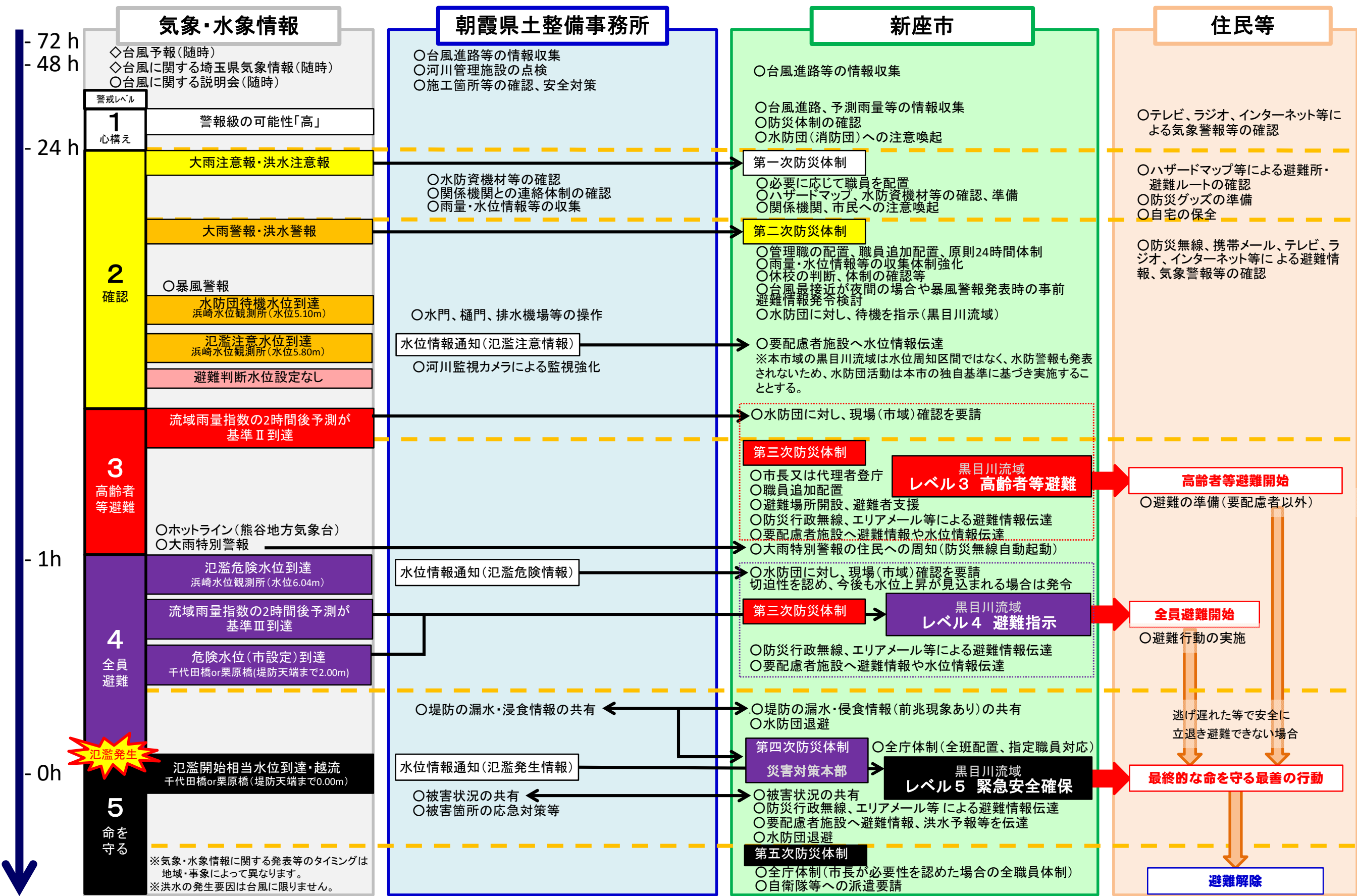


※避難情報に関するガイドライン(内閣府:令和3年5月)、タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針(国土交通省:平成28年8月)を参考に作成。  
※時間経過や対応項目については想定で記載しており、実際の気象経過等を踏まえた対応が必要。



気象・水象情報

朝霞県土整備事務所

新座市

住民等

- 72 h  
- 48 h  
◇台風予報(随時)  
◇台風に関する埼玉県気象情報(随時)  
○台風に関する説明会(随時)

○台風進路等の情報収集  
○河川管理施設の点検  
○施工箇所等の確認、安全対策

○台風進路等の情報収集  
  
○台風進路、予測雨量等の情報収集  
○防災体制の確認  
○水防団(消防団)への注意喚起

○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認

警戒レベル  
**1**  
心構え  
警報級の可能性「高」

○水防資機材等の確認  
○関係機関との連絡体制の確認  
○雨量・水位情報等の収集

**第一次防災体制**  
○必要に応じて職員を配置  
○ハザードマップ、水防資機材等の確認、準備  
○関係機関、市民への注意喚起

○ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認  
○防災グッズの準備  
○自宅の保全

- 24 h  
**2**  
確認  
大雨注意報・洪水注意報

○水門、樋門、排水機場等の操作

**第二次防災体制**  
○管理職の配置、職員追加配置、原則24時間体制  
○雨量・水位情報等の収集体制強化  
○休校の判断、体制の確認等  
○台風最接近が夜間の場合や暴風警報発表時の事前避難情報発令検討  
○水防団に対し、待機を指示(黒目川流域)

○防災無線、携帯メール、テレビ、ラジオ、インターネット等による避難情報、気象警報等の確認

大雨警報・洪水警報

○水門、樋門、排水機場等の操作

○要配慮者施設へ水位情報伝達  
※本市域の黒目川流域は水位周知区間ではなく、水防警報も発表されないため、水防団活動は本市の独自基準に基づき実施することとする。

○避難の準備(要配慮者以外)

○暴風警報  
水防団待機水位到達  
浜崎水位観測所(水位5.10m)

水位情報通知(氾濫注意情報)  
○河川監視カメラによる監視強化

○水防団に対し、現場(市域)確認を要請

○避難の準備(要配慮者以外)

氾濫注意水位到達  
浜崎水位観測所(水位5.80m)

○水門、樋門、排水機場等の操作

○水防団に対し、現場(市域)確認を要請

○避難の準備(要配慮者以外)

避難判断水位設定なし

○水門、樋門、排水機場等の操作

○水防団に対し、現場(市域)確認を要請

○避難の準備(要配慮者以外)

流域雨量指数の2時間後予測が基準Ⅱ到達

○水門、樋門、排水機場等の操作

○水防団に対し、現場(市域)確認を要請

○避難の準備(要配慮者以外)

**3**  
高齢者等避難  
○ホットライン(熊谷地方气象台)  
○大雨特別警報

○水門、樋門、排水機場等の操作

**第三次防災体制**  
○市長又は代理者登庁  
○職員追加配置  
○避難場所開設、避難者支援  
○防災行政無線、エリアメール等による避難情報伝達  
○要配慮者施設へ避難情報や水位情報伝達  
○大雨特別警報の住民への周知(防災無線自動起動)

**高齢者等避難開始**  
○避難の準備(要配慮者以外)

- 1h  
氾濫危険水位到達  
浜崎水位観測所(水位6.04m)

水位情報通知(氾濫危険情報)

○水防団に対し、現場(市域)確認を要請  
切迫性を認め、今後も水位上昇が見込まれる場合は発令

**全員避難開始**  
○避難行動の実施

流域雨量指数の2時間後予測が基準Ⅲ到達

○水門、樋門、排水機場等の操作

**第三次防災体制**  
○防災行政無線、エリアメール等による避難情報伝達  
○要配慮者施設へ避難情報や水位情報伝達

**全員避難開始**  
○避難行動の実施

**4**  
全員避難  
危険水位(市設定)到達  
千代田橋or栗原橋(堤防天端まで2.00m)

○水門、樋門、排水機場等の操作

**第四次防災体制**  
○全庁体制(全班配置、指定職員対応)  
**災害対策本部**  
○被害状況の共有  
○防災行政無線、エリアメール等による避難情報伝達  
○要配慮者施設へ避難情報、洪水予報等を伝達  
○水防団退避

**全員避難開始**  
○避難行動の実施

氾濫発生

○堤防の漏水・浸食情報の共有  
水位情報通知(氾濫発生情報)  
○被害状況の共有  
○被害箇所の応急対策等

○堤防の漏水・侵食情報(前兆現象あり)の共有  
○水防団退避

逃げ遅れた等で安全に立退き避難できない場合

- 0h  
**5**  
命を守る  
氾濫開始相当水位到達・越流  
千代田橋or栗原橋(堤防天端まで0.00m)

○堤防の漏水・浸食情報の共有  
水位情報通知(氾濫発生情報)  
○被害状況の共有  
○被害箇所の応急対策等

**第五次防災体制**  
○全庁体制(市長が必要性を認めた場合の全職員体制)  
○自衛隊等への派遣要請

**最終的な命を守る最善の行動**

※気象・水象情報に関する発表等のタイミングは地域・事象によって異なります。  
※洪水の発生要因は台風に限られません。

○堤防の漏水・浸食情報の共有  
水位情報通知(氾濫発生情報)  
○被害状況の共有  
○被害箇所の応急対策等

**黒目川流域 レベル3 高齢者等避難**  
**黒目川流域 レベル4 避難指示**  
**黒目川流域 レベル5 緊急安全確保**

**最終的な命を守る最善の行動**

避難解除

○堤防の漏水・浸食情報の共有  
水位情報通知(氾濫発生情報)  
○被害状況の共有  
○被害箇所の応急対策等

○堤防の漏水・侵食情報(前兆現象あり)の共有  
○水防団退避

避難解除